

「香り」で困っている人が

「香害」という言葉を聞かれたことのある方もあるでしょう。香害とは、柔軟剤等に含まれる合成香料により、呼吸器障害や吐き気等の体調不良を起こしてしまう健康被害のことです。

柔軟仕上げ剤のにおいにより頭痛や吐き気、めまい等の症状が起こるといふ相談が本校でもあります。

「香害」と呼ばれる健康被害では、微量な化学物質に反応する「化学物質過敏症」の一因との指摘もあります。これは、特定の人に起こるとは限らず、花粉症のように誰にでも起こる可能性があるとも言われています。

写真のような消費者庁・文部科学省などのポスターや、岡山県作成のポスターをご覧になった方もおられることでしょう。

学校では、年度当初の保健調査や家庭訪問、個人懇談などで、健康面等で配慮事項を把握し、おうちの方から留意点について担任と養護教諭が情報共有したり、必要に応じて全職員で共通理解を図ったりします。これは、子どもたちが、安心・安全な学校生活を送るために不可欠なものです。この「香害」についての相談では、(1)学校で過ごす時、友だちの衣服のにおいで気分が悪くなる、(2)洗濯の際に柔軟剤を使用したエプロンを着ることができない、という内容を受けています。

相談されていないが困っている子どもさんもいるかもしれません。そのため、この学校だよりや保健だよりを活用して、「香りの害」について皆様にご理解をお願いしたいと考えました。

香りの害で苦しんでいる子どもたちが安心して生活が送れるように、多くの人が集まる公共の施設（学校・公民館等）や乗り物（電車・バス等）を利用する際は香りの強い製品（香料入りの柔軟剤等）の使用を控えることなどに、ご理解とご配慮をいただくようお願いいたします。

